

iii 相談機関の連携（内閣府）

内閣府では、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者及び学校教育関係者の参加を得て、「青少年相談機関連絡会議」を開催（全国を6ブロックに分け、隔年で3ブロックずつ開催）し、関係機関等との連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について、情報交換等を行い、青少年相談機関活動の充実を図っている。

③ 包括的な一次相談・支援窓口の整備・充実（内閣府）

内閣府では、平成22年度から、困難を有する子ども・若者を支援するため、公的機関において相談業務に当たる職員に対して、総合的に支援するための法的仕組みや関係機関の役割等について理解を深めることを目的とした研修を実施するとともに、民間団体において相談業務に当たる職員に対しても、精神医学の基礎的知識やカウンセリング技能等を習得することを目的とした研修を実施しているところである。

ウ オンブズパーソン等子ども・若者の相談体制

内閣府では、平成23年度に英国及びスウェーデンのオンブズパーソン等子ども・若者の相談体制、意見聴取等に関する調査を実施した。本調査結果は子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、子ども・若者の政策決定過程への参加について検討する際の資料等とすることとしている。

(2) 民間団体等の取組の推進

ア 国民運動等の取組の推進（各省庁）

政府、地方公共団体及び関係団体では、すべての国民が互いに力を合わせ、社会のあらゆる分野で子ども・若者の育成支援を推進するための国民運動を展開している。

イ 「新しい公共」による子ども・若者を支える活動等の支援（内閣府、文部科学省、各省庁）

「新しい公共」は、すべての国民に「居場所」と「出番」が確保され、様々な主体が「公」に参画する新たな社会をつくるという重要な政策課題として推進してきたところである。平成23年度税制改正により、寄附税制が拡充されたことを踏まえ、新たな寄附税制や改正NPO法の円滑な施行・周知に向けた取組の推進やこれまでの提案に対する「政府の対応」の着実な実施などを通じて、「新しい公共」の担い手による実際の活動が地域社会に幅広く広がっていくことを後押ししていくこととしている。

子ども・若者をめぐる現状として、学力低下の傾向や不登校等が指摘されるなど、様々な課題への対応が求められている中、学校だけがその役割と責任を負うのではなく、「新しい公共」の流れを踏まえ、これまで以上に地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えていくことが不可欠である。

このような観点から、文部科学省では、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）、学校支援地域本部、放課後子ども教室、家庭教育支援等、学校・家庭・地域が連携して教育を進める取組を支援しており、それぞれの地域で創意工夫のある取組が推進されている。例えば、学校支援地域本部では、地域住民がボランティアとして授業の補助や読み聞かせ、登下校パトロール等についてサポートを行っている。これらの取組により、世代を超えた地域住民の交流が生まれ、地域活動が活発化することもまた、期待されるところである。

また、地域が抱える課題を住民目線で解決するため、公民館・図書館等の社会教育施設における来館者に対する情報提供・相談業務を発展させ、地域が抱える様々な課題に対する解決支援サービスの推進に取り組むとともに、地域住民が主体的に地域の

スポーツ環境を形成する、「総合型地域スポーツクラブ」等の事業を支援し、だれもが、いつでも、どこでも、それぞれの体力や年齢、興味等に応じて、スポーツに親しむことができる明るく豊かなで活力に満ちた社会の形成を図っている。

さらに、教育等の政策形成の在り方として、文部科学省では、「新しい公共」の理念の下、意思決定・意見形成プロセスを国民に広く開き、現場対話やインターネット活用により収集された、当事者による「熟議」（熟慮と議論）に基づく意見を踏まえた政策形成の取組を進めている。熟議の取組の推進による効果として、若者等が公共に参画する機会が拡大されることや、現場対話の熟議を通して、希薄化が指摘されている対面でのコミュニケーションが活性化されること等が考えられ、国レベル、地域レベル双方の在り方として、一層の取組が期待されるところである。

平成22年1月からは、関係行政機関や民間団体が連携し、子どもたちを見守り育てる「新しい公共」の実現に向けた取組を推進することを目的として、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」（平成23年末時点で5関係省庁42民間団体が参加）を立ち上げ、関係機関や民間団体が連携し、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等の取組を推進している。

また、最近の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下、少年が疎外感を抱いている現状等が指摘されており、次代を担う少年の健全育成を図るためには、こうした問題の解決に社会全体で取り組む必要がある。

このため、警察では、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進しており、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に対して積極的に連絡して手を差し

伸べ、社会奉仕活動への参加促進や就学・就労の支援等によりその立ち直りを支援する活動を行うとともに、少年非行に関する社会全体の理解を深め、厳しくも温かい目で少年を見守る社会気運の醸成を図っている。

3 関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成

(1) 専門職の養成・確保

ア 医療・保健関係専門職（厚生労働省）

医師の臨床研修では、平成23年度に開始された研修より、募集定員20名以上の臨床研修病院・大学病院は、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしている。

また、保健師、助産師を含む看護職員の養成課程においては、学校保健・地域母子保健・小児看護学等を教育内容としている。

イ 児童思春期の心理関係専門職（法務省、厚生労働省）

厚生労働省では、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等における相談体制を強化するため、思春期精神保健に関する専門家が少ない現状を考慮し、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修を実施している。

また、様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成20年度から3か年のモデル事業として実施してきたところであり、平成23年度から、本モデル事業の成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として本格実施している。

少年鑑別所に勤務する法務技官に対しては、心理査定や心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制が整備されており、心理関係専門職として計画的な養成が行われている。

ウ 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職

① 少年補導職員（警察庁）

少年非行を防止し、その健やかな育成を支援するには、不良行為等の問題行動の早期発見と少年及びその保護者に対する適切な指導・助言、少年の規範意識の向上、非行少年の立ち直り支援等のほか、少年非行に対する社会全体の問題意識の醸成を図り、犯罪等により少年が被害を受けた場合には、被害少年及びその家族に対して、早期の支援を行うことが重要である。

これらの活動を行うため、警察では、少年問題に関する専門組織である「少年サポートセンター」を全国に193か所設置するとともに、全国に約940人の少年補導職員を配置している（平成24年4月1日現在）。

少年補導職員は、少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行っており、時代に応じて変化する少年の問題に的確に対応できるよう、都道府県単位、あるいは、全国規模で研修を行うなど必要な知識の修得に努めている。

② 少年院の法務教官（法務省）

少年院在院者の矯正教育等に当たる少年院の法務教官に対しては、職務に必要な行動諸科学等に関する専門的な知識及び技術を付与するための研修体制が整備されているほか、日々の事例を通しての研究会を頻繁に行うなど、非行少年の処遇に関する指導力の向上が図られている。

③ 保護観察官（法務省）

保護観察所及び地方更生保護委員会事

務局において、非行少年等の更生保護、犯罪・非行の予防に関する業務等を担当している保護観察官に対しては、家庭等に複雑な問題を抱えた非行少年等、処遇困難なケースに対応できるように、処遇能力の向上に資する研修等の一層の充実を図ることとしている。

(2) 地域における多様な担い手の育成

ア 青少年リーダー等の育成（内閣府、文部科学省、環境省、各省庁）

内閣府では、地域で牽引的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員、子ども・若者育成支援に関する活動を行う特定非営利活動法人の指導者等に対して、子ども・若者に係る諸問題の状況を明確にして、対処能力の向上を図るとともに、政府の子ども・若者育成支援施策についての理解を深めてもらい、新たな変化にも対応し得る中核的指導者層を育成し、子ども・若者育成支援の現場に反映させることを目的として、中央研修会を東京で、ブロック研修会を全国6ブロックで開催した。

文部科学省では、次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成等に取り組んでいる。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構を始めとする青少年教育施設においては、青少年関係団体の指導者等を対象とした研修を行っている。

環境省では、市民、団体、事業者等の各主体に対して適切に助言や指導を行い得る人材の発掘・育成を目的として、平成8年度から、専門知識や経験を活用して環境カウンセリングを行い得る能力を有する者を「環境カウンセラー」として登録し、その情報をデータベース化して広く国民に公表している。平成23年度末時点において、4292名の環境カウンセラーが登録されている。

イ 民間協力者の確保

① 保護司等（法務省）

近時、犯罪・非行の態様や保護観察に

付された人の抱える問題の複雑化・多様化が進んでいることから、これらに適切に対応するため、幅広い世代・分野からの保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司研修の充実を図っている。

なお、法務省としては、近年、保護司の確保が困難になっている状況にかんがみ、幅広い分野から保護司候補者を得るとともに新任保護司の不安を軽減するために、保護司の活動を組織としてサポートできるよう基盤整備に努めている。

また、保護司会と地域の関係機関・団体との連携を強化し、処遇活動、犯罪予防活動を始めとする更生保護の諸活動を一層促進するための拠点として、平成20年度から「更生保護サポートセンター」を導入してきたが、平成23年度にはすべての都道府県に計55か所設置された。

さらに、現在、全国各地で、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護ボランティア団体が、地域における様々な機関・団体と連携し、地域住民のニーズに応じた多様な活動を行っている。

これらの活動は、地域社会における主体的な犯罪予防活動を促進するものであり、更生保護の諸施策の円滑な実施に資することとなることから、法務省では、積極的にその促進を図っているところであり、今後も、各団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の一層の促進が図られるよう支援することとしている。

② 人権擁護委員（法務省）

法務省では、様々な人権問題に対処するため、幅広い世代・分野の出身者に人権擁護委員を委嘱している。

子ども・若者に関する人権問題は、いじめや体罰、児童虐待、児童買春など、その対象や問題背景が多岐にわたることから、すべての人権擁護委員に対し各種研修を実施し、子ども・若者の問題に関する知識の習得を図っている。

③ 児童委員（厚生労働省）

児童委員は、民生委員をもって充てられ、全国で約23万人（平成22年12月1日現在）が厚生労働大臣から委嘱されている。児童委員は、児童及び妊産婦の生活の保護、援助及び指導を行うが、児童福祉について、必ずしも専門的知識を持つわけではないので、研修の実施によりその知識の習得に努めるほか、関係機関等と連携して活動を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から約2万1100人が指名され、児童福祉に関する事項を主に担当し、関係機関と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うほか、研修により専門的知識の習得に努めている。

④ 母子保健推進員（厚生労働省）

母性及び乳幼児の健康の保持増進のため、家庭訪問による母子保健事業の周知及び声掛け、健康診査や各種教室等への協力を始め、地域の実情に応じた独自の子育て支援及び健康増進のための啓発活動を行っている。

⑤ 少年警察ボランティア（警察庁）

少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、次のような少年警察ボランティア約5万9000人を委嘱している（平成24年4月1日現在）。

○ 少年指導委員（約6700人）

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭23法122)に基づき、都道府県公安委員会から委嘱され、少年を有害な風俗環境の影響から守るため、少年補導活動や風俗営業所等への立ち入り等の活動に従事

○ 少年補導員（約5万2000人）

街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事

○ 少年警察協助力員（約300人）

非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・

相談に従事

少年警察ボランティアについては、深刻化する少年非行情勢を踏まえ、大学生、女性、PTA関係者等の委嘱により、人材の多様化を図るとともに、問題を抱える少年の立ち直り支援やインターネットを利用した声掛け補導活動等、活動の多様化を図っている。

また、警察では、全国少年警察ボランティア協会が行う各種研修会等の機会を利用して、少年警察ボランティアが、少年非行の防止及び少年の健全育成のための活動を行うために必要な知識の提供に努めている。

⑥ 少年補導委員（内閣府）

地方公共団体が委嘱している少年補導委員（平成21年3月現在約6万6000人）や少年補導センターの職員の技能や知識の向上を図るため、相談助言の効果的進め方等を内容とする研修事業を実施している。

ウ 同世代又は年齢の近い世代による相談・支援（各省庁）

BBS会は兄や姉のような身近な存在として、少年たちとふれあい、その健やかな成長を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して非行防止活動を行う青年ボランティア団体である。少年たちと同じ目の高さで共に考え学びあうことを理念としており、悩みの相談にのったり、学習支援、レクリエーション活動等を行うほか、全国規模の研修会等を通じて、必要な知識・技術の習得に努めている。

4 子ども・子育て支援等の充実

(1) 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、各省庁）

政府はこれまで、少子化社会対策基本法（平15法133）に基づき、少子化社会対策大綱（平

成16年6月）及び「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（平成16年12月）を、さらに、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成19年12月）等を策定し、これらを踏まえ少子化対策を総合的に推進してきたところである。

平成22年1月29日、策定から5年が経過した少子化社会対策大綱を見直し、新たな「大綱」として「子ども・子育てビジョン」を閣議決定した。「子ども・子育てビジョン」は、これまでの少子化社会対策大綱が「少子化対策」という視点からつくられたものであったことに対し、「子どもと子育てを応援する社会」の実現を目指す視点へと基本理念を転換し、社会全体で子どもと子育てを支え、家族形成や子育てについて個人の希望を実現することを目指しており、「児童手当」の創設等の経済面の支援、保育サービス等の基盤整備及びワーク・ライフ・バランスの推進等、バランスのとれた総合的な子ども・子育て支援を推進することとしている。また、「子ども・子育てビジョン」では、同ビジョンで掲げた理念の実現に向けて、平成22年度から平成26年度までの5年間の具体的な施策内容と目指すべき数値目標を盛り込んでいる。さらに、「子ども・子育てビジョン」等に基づき、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実などを行う、新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度である、「子ども・子育て新システム」の構築に取り組んできた。

同システムについては、平成22年度に引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」の下で具体的な制度の検討を進めてきた。平成23年7月に「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が同会議の「作業グループ」下で開催される「基本制度ワーキン

グチーム」で取りまとめられた。これを受け、同月、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめについて」を決定し、残された検討課題について検討し、成案を取りまとめ、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することとした。

その後も引き続き検討を進め、平成24年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定めた。同法案骨子に基づき、3月末に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革とともに平成24年通常国会に提出した。

このような状況の中で、関係機関では次のような取組を進めてきた。

ア 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実(厚生労働省)

待機児童の解消については、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を開始し、平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」の更なる展開として、受入児童数の拡大を

図ってきた。

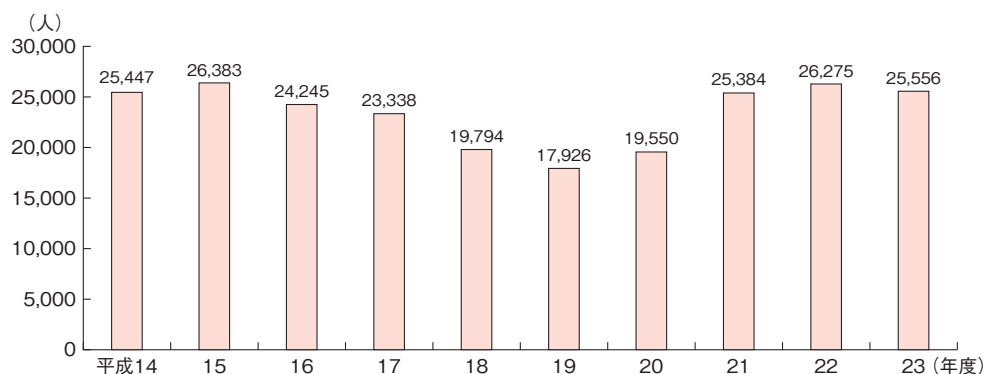
こうした取組の結果、待機児童数は、平成23年4月1日時点では、約2万5600人となり、4年ぶりに減少したものの依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である(第2-4-5図)。

このような状況等を踏まえ、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」を策定し、保育サービスの定員を毎年約5万人ずつ増加する目標値を設定、この目標を達成するため、平成24年度予算案において、保育所運営費の確保による保育サービスの量的拡充等を図ることとしている。

また、平成20年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」を、平成23年度第4次補正予算において積み増しするとともに、平成22年度末までとしていた事業実施期限を平成23年度末まで延長し、保育所の整備や認定こども園への支援等を、重点的に進めている。

さらに、平成22年11月に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に基づき、質の確保された認可外保育施設への助成や、複数の家庭的保育者(保育ママ)によるグループ型小規模保育事業の推進を図るとともに、「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実

第2-4-5図 待機児童数の推移(平成14~23年度)



資料：厚生労働省調べ

施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応する「地域型保育・子育てモデル事業」などを進めていくこととしている。

共働き家庭など留守家庭における学齢期の児童に対しては、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施している。平成23年5月1日時点において、放課後児童クラブ数は全国で2万561か所、登録児童数は83万3038人となっており、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標（放課後児童クラブの利用児童数を平成26年度に111万人とする目標）の達成などに向け、取組を進めていくこととしている。また、内閣府と文部科学省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成19年度から、総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施を目指して推進を図っている。

イ 地域における子育て支援(厚生労働省)

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大している。とりわけ、3歳未満の子どもを持つ女性の約8割は家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。

このようなことから、平成19年度から、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」を開始し、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供並びに④子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業として推進している。

具体的には、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗等において実施する『ひろば型』、保育所等において実施する『センター型』、民営児童館において実施する『児童館型』の三つの類型により事業展開を図っており、それぞれ特色を生かした取組を行っている（平成23年度交付決定ベース：5722か所（うち、「ひろば型」：2132か所、「センター型」3219か所、「児童館型」371所））。

特に、ひろば型においては、平成21年度より機能の拡充を図り、一時預かりや放課後児童クラブ等多様な子育て支援活動を基本事業と一体的に実施することで、ひろば型の施設を中心とした関係機関とのネットワーク化を推進している。

このような地域における子育て支援の拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような認識から、「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」が組織され、子育て支援者の資質向上に向け、各種セミナーや研修会の開催等を行っている。

さらに、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かりや病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」について、地域の子育て支援機能の強化に向けて、実施か所数の拡大を図っている（平成23年度：669か所）。

ウ 幼稚園における子育て支援(文部科学省)

文部科学省では、幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、「親と子が共に育つ」という観点から子育て支援の実施を推進している。具体的には、例えば子育て相談、情報提供、未就園児の親子登園、保護者同士の

交流の機会の提供等の子育て支援活動が各幼稚園で実施されている。また、地域の実態や保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後に行う預かり保育も各幼稚園で実施されており、文部科学省では、このような子育て支援活動や預かり保育を推進するため財政措置等の支援を行っている。

エ 認定こども園制度の普及促進（文部科学省，厚生労働省）

幼稚園，保育所等のうち，（ア）保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能，（イ）全ての子育て家庭を対象に，子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供等を行う機能，を備える施設について，都道府県知事等が認定する「認定こども園」制度が平成18年10月から開始された。この，「認定こども園」の認定件数は，平成24年4月1日現在，全国で911件となっている。認定こども園に対する，幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな財政支援策として，平成20年度補正予算等において「安心こども基金」を創設するなど，取組の一層の普及を図っている。

オ 幼稚園における学校評価（文部科学省）

幼稚園における学校評価については，平成19年6月に学校教育法，同年10月に学校教育法施行規則の改正により，自己評価・学校関係者評価の実施・公表，評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられた。

平成23年11月には，平成22年7月の「学校評価ガイドライン」の改訂を踏まえ，第三者評価に係る内容の追加など「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂し，幼稚園の特性に応じた学校評価の推進を図っている。

カ 保育所・幼稚園と小学校との連携（文部科学省，厚生労働省）

平成21年4月から一部先行実施されている新しい小学校学習指導要領においては，幼稚園に加え，新たに保育所との連携や交

流を図ることが盛り込まれるとともに，幼稚園教育要領においても幼児と児童の交流，教師同士の交流等の小学校との連携について盛り込まれた。

これを踏まえ，幼児期の教育と小学校教育の連携を促進するために文部科学省と厚生労働省では，平成21年3月に「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」を作成した。さらに，平成22年3月から「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」において子どもの発達と学びの連続性を確保するための教育方法等について検討を行い，平成22年11月に報告書を取りまとめ公表した。

また，幼児の学習及び健康の状況を記載した書類が幼稚園から小学校に送付されていることも踏まえ，平成20年3月に告示された保育所保育指針において，子どもの育ちを支えるための資料を保育所から小学校へ送付することや，保育所の子どもと小学校の児童との交流や職員同士の交流等の連携を図ることについて示された。これらの周知等を通して，保育所・幼稚園と小学校との連携の促進に努めている。

キ サービスの第三者評価の推進（厚生労働省）

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及を図るため，福祉サービス共通の評価基準を定めた「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」を平成16年5月に策定し，第三者評価の考え方，着眼点をまとめ，都道府県に通知した。

また，平成17年5月には，保育所版の第三者評価基準のガイドラインとして「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」を策定し，都道府県に通知を発出，平成23年3月には一部改正し，周知を図った。

加えて，平成21年3月には，保育現場に

において自己評価が円滑に実施され、養護と教育の充実が図られるとともに、当該自己評価を基盤とし、客観的な第三者評価にも資するような、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成し、都道府県に周知した。

ク 認可外保育施設の質の維持・向上（厚生労働省）

認可外保育施設に対し、より実効性の高い監督が行えるようにするため、平成13年に届出制が創設されるとともに、勧告・公表が監督手段として規定された。現在、各都道府県（指定都市、中核市含む）においてこれらの制度改正に基づく指導監督を実施し、認可外保育施設の質の維持・向上を図るとともに、良質な認可外保育施設が認可保育所に転換しやすくなるよう支援・指導を行っている（平成22年3月31日現在の認可外保育施設数：7400か所）。

なお、平成17年4月から、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設は、利用料に係る消費税が非課税とされている。

ケ 子育て世帯等の住生活の安定の確保及び向上の促進（国土交通省）

国土交通省では、「住生活基本法」（平18法61）、「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平19法112）に基づき、子どもを育成する家庭等住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図ること等を旨として、以下の施策を総合的に推進している。

○ 子育てに適した住宅の確保の支援

良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業の優良住宅取得支援制度により、耐久・可変性能等が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。

高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃

貸することを円滑化する高齢者等の住み替え支援制度により、子育て世帯等に広い住宅を供給する取組を支援している。

子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を支援するため、地域優良賃貸住宅制度により、整備費助成や家賃低廉化助成を行っている。

また、都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

○ 子育て世帯の居住の安定の確保

公営住宅においては、小さな子どものいる世帯や多子世帯等について、入居者の選考に際し地方自治体の判断により優先入居の取扱いを行っている。また、小学校就学前の子どもがいる世帯について、入居収入基準を緩和している。

都市再生機構賃貸住宅においては、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率優遇や、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の設定をしている。

また、民間賃貸住宅においては、子育て世帯等の円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る相談・情報提供等に対する支援を行っている。

○ 子育て支援施設を併設した住宅の供給

大規模な公共賃貸住宅の建替えに際して保育所等を原則として併設するとともに、平成22年度からは、子育て世帯等向け先導的な住まいづくり・まちづくりに関する取組についても支援している。

また、市街地再開発事業等における施設建築物内への保育所等の導入の促進、総合設計制度における保育所等に係る容積率制限の緩和等を行っている。

平成21年10月には児童福祉法（昭22法

164) の改正に併せ、家庭的保育事業の用に供する施設を、公営住宅建替事業において建替え後の戸数要件が緩和される特例対象に追加した(平成22年4月施行)。

○ 子育てに適した良好な居住環境の形成

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市型住宅の供給を促進している。

また、シックハウス対策として、建築基準法(昭25法201)においてホルムアルデヒドに関する建材の制限、換気設備設置の義務付け等が規定されている。

さらに、健康を維持、増進させるような住宅やコミュニティに関する調査研究を進めている。

5 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

(1) 青少年インターネット環境整備法の的確な施行等

ア 関係業界の自主的な取組(内閣府、警察庁)

メディアが提供する情報には、有用なものも多い反面、特に性・暴力表現に関する情報等は、子どもに悪影響を及ぼす場合があるとの指摘もあるなど懸念される状況にある。青少年を取り巻く有害情報対策には、まず、関係業界自身が自主的な取組を図ることが大切である。

警察では、有害図書類の少年への提供について、関係機関や地域住民と連携して業界の自主的措置を促進するよう指導を強化するとともに、悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

なお、現在行われているマスコミを始め関係業界等の取組の状況は、第2-4-1表のとおりである。

イ 実態の把握(内閣府、文部科学省)

内閣府では、平成21年度より、青少年インターネット環境整備法の実施状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として、青少年及びその保護者を対象に、青少年のインターネットの利用状況やフィルタリングの普及状況等を調査する青少年のインターネット利用環境実態調査を実施しており、平成23年度調査結果^{※32}を平成23年10月に公表した。

文部科学省では、平成22年度から、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールの効率的・効果的な実施方法や継続的な実施の在り方について調査研究を行っている。また、平成23年度においては、青少年と携帯電話等メディアに関する調査研究を行った。

ウ インターネット上の違法・有害情報への対応

① 総合的対策の推進(内閣官房)

近年は、インターネットを通じて違法・有害情報が家庭に入り込み、青少年が出会い系サイト等で被害に遭ったり、有害情報を利用して犯罪を起こす事案等が発生している。

政府では、このような問題に対応するため、関係省庁の課長級を構成員とする「インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議(通称:IT安心会議)」を平成17年2月に設置し、国内外の情報の収集・共有、対応策の検討、取りまとめを行っているが、平成20年7月には、さらに局長級を構成員とする「インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁局長会議(通称:IT安心局長会議)」を設置し、関係省庁間のさらなる連携強化を図っている。

IT安心会議においては、平成19年10月に、インターネット上の違法・有害情

※32 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h23/net-jittai/html/>